

# 非常勤職員用



## 社会福祉法人ささゆり会 福利厚生について

### 1 休日について



#### ★生活支援休暇

仕事と生活の調和を目的として6ヶ月以上勤務している職員は、有給休暇とは別に生活支援休暇を3日取得できます。



#### ★半日有給休暇

年に4回、半日有給休暇を取得できます。(ただし、22時～9時の時間帯を除く)

#### ★リフレッシュ休暇

入社1年後より連続5日間のリフレッシュ休暇を取得できます！

### 2 健康について



#### ★労災とは別に業務に従事中のケガ等に関する補償。病気に関する補償

本法人に勤務する正職員、パートタイマー、嘱託職員（週3日以上で週15時間以上勤務の職員）

- ・死亡補償保険金（業務上による場合）・・・・・・・・1,000万円
- ・後遺障害補償保険金（業務上による場合）・・・・・・・・500万円
- ・病院へ入院したとき（一般の病気でもOKです）・・・・1日5,000円/30日迄
- ・メンタルヘルスの相談等・・・・・・・・無料



#### ★人間ドック費用の助成

勤続3年以上であり4週を平均して1週20時間以上勤務している方で、40歳以上74歳までの偶数年の職員が、事前に申請書を提出し人間ドックを受けたときは費用の助成を行います。病院は各自で選んでください。

- ・4週を平均して1週間の労働時間が40時間・・・・・・・・50,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が30時間以上40時間未満・・・・49,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が20時間以上30時間未満・・・・48,000円



#### ★乳がん・子宮頸癌・肝炎ウイルス検査費用の助成

勤続2年以上であり4週を平均して1週20時間以上勤務している方で、満20歳～38歳の偶数年職員が事前に申請書を提出し、乳がん健診・子宮がん検診・肝炎ウイルス検査を受けたときは費用の助成を行います。

- ・4週を平均して1週間の労働時間が40時間・・・・・・・・13,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が35時間以上40時間未満・・・・12,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が30時間以上35時間未満・・・・10,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が20時間以上30時間未満・・・・8,000円



### ★禁煙にかかる費用の助成

勤続1年以上であり4週を平均して1週30時間以上勤務している方で、満20歳以上の正職員、パートタイマー、嘱託職員であるときは費用の助成を行います。

- ・4週を平均して1週間の労働時間が40時間・・・・・・・・・・20,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が30時間以上40時間未満・・・15,000円



### ★インフルエンザ予防接種

毎年11月頃にインフルエンザの予防接種を実施しています。

週20時間以上で3ヶ月以上勤務されている常勤職員・パート職員の費用（3400円以下）は全額施設負担です。

週10時間以上20時間未満の方には、1,000円の費用助成があります。



## 3 資格について

### ★ケアマネ資格取得手当

ケアマネ資格を新規に取得された方へ10万円の一時金を支給します。



### ★ケアマネ更新研修費用の助成

ケアマネ資格の更新研修にかかる費用のうち2分の1を施設が負担します。

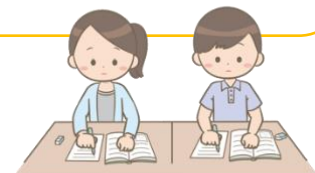
さらに、6日以上更新研修を受講する場合、2分の1は研修（勤務扱い）とします。

週20時間以上勤務している職員が対象です。

### ★介護福祉士実務者研修費用の助成

介護福祉士国家試験受験日において介護福祉士国家試験受験資格を有し、本法人に勤務する正職員、パートタイマー、嘱託職員の方に、介護福祉士実務者研修の費用の半額を助成します。（上限6万円）

\*週20時間以上勤務している職員が対象です。



### ★資格取得の支援

○ケアマネジャー 毎年1月から受験が間近に迫る10月まで勉強会及びオリジナルテキストを配布しています。

○介護福祉士 毎年3月から翌年1月までの期間中、毎週土曜日午前9時～午後12時に勉強会と模擬試験を行っています。

○社会福祉士 毎年3月から受講の資料を渡しています。



## ★資格手当

### ・介護福祉士

(処遇改善交付金の対象になる方)

4週を平均して1週の労働時間が35時間以上	月	7,000円
4週を平均して1週の労働時間が30時間以上35時間未満	月	6,000円
4週を平均して1週の労働時間が25時間以上30時間未満	月	5,000円
4週を平均して1週の労働時間が20時間以上25時間未満	月	4,000円
4週を平均して1週の労働時間が15時間以上20時間未満	月	2,500円
4週を平均して1週の労働時間が10時間以上15時間未満	月	1,500円

(処遇改善交付金の対象外の方)

4週を平均して1週の労働時間が35時間以上	月	4,000円
4週を平均して1週の労働時間が30時間以上35時間未満	月	3,500円
4週を平均して1週の労働時間が25時間以上30時間未満	月	3,000円
4週を平均して1週の労働時間が20時間以上25時間未満	月	2,500円
4週を平均して1週の労働時間が15時間以上20時間未満	月	1,500円
4週を平均して1週の労働時間が10時間以上15時間未満	月	1,000円

### ・正看護師・理学療法士

4週を平均して1週の労働時間が30時間以上	月	6,000円
4週を平均して1週の労働時間が20時間以上30時間未満	月	4,000円

### ・准看護師

4週を平均して1週の労働時間が30時間以上	月	3,000円
4週を平均して1週の労働時間が20時間以上30時間未満	月	2,000円

### ・介護支援専門員、社会福祉士、管理栄養士

4週を平均して1週の労働時間が30時間以上	月	3,000円
4週を平均して1週の労働時間が30時間未満	月	2,000円

\*上記は1資格の単価です。複数の場合は上記+1,000円です。

ただし、週30時間未満および正看護師、准看護師及、理学療法士、処遇改善交付金対象の介護福祉士の資格手当を支給されている場合は加算なしです。

## 4 幼児・子供支援について



### ★遺族育英支援金規程

勤続2年以上の職員が在職中死亡により退職した時に、その者に遺児（小学校、中学校、高等学校に在学している者、または小学校入学前の未就学児）がいる場合に、遺児の健全な成長を支援するための育成支援金を法人が支給します。

ただし、死亡した職員の配偶者および同一世帯内の者の前年の合計収入による所得制限があります。

・受給資格者が1人の場合	450万円以下
・受給資格者が2人の場合	500万円以下
・受給資格者が3人の場合	550万円以下

例) 非常勤職員として実労働時間20,000時間以上で小学生(10歳、8歳)2人の遺児がいる場合

10歳小学生	→	18歳までにもらえる支援金	486万円
8歳小学生	→	18歳までにもらえる支援金	427.2万円

育英支援金合計 **913.2万円**

月額 7.2万円(小学生2人の場合) ~ 9万円(高校生2人の場合)

●寡婦、寡夫の場合 死亡後すみやかに一時金として受け取れます。

1人目 150万円 + 2人目 150万円

一時金合計 **300万円**

## 6 その他

### ★職員紹介制度

ささゆり会へ知人を紹介していただくと、被紹介者の勤務月数に応じて職員紹介手当を支給します。

6ヶ月で5万円、1年経過すると合計で10万円支給になります。



### ★看護師奨学金貸付制度

ささゆり会に勤務する職員（常勤：1年以上・非常勤：（週30時間以上勤務で2年以上））で、看護学校の入学を希望する方は、法人本部長の承認により看護師奨学金貸付制度（約300万円）を利用できます。

費用は、看護学校卒業後に5年間ささゆり会で勤務することで返済免除になります。

大学へ入学を希望される方は、400万円の貸付制度があり、卒業後に7年間ささゆり会で勤務することで返済免除になります。

### ★慶弔見舞金

職員やその家族の慶弔、災害及び職員の疾病の際には見舞金が支給されます。

- ・傷病見舞金・・・1週間以上の入院による欠勤をした時

（業務上） 10,000円

（業務外） 5,000円

- ・災害見舞金・・・風水害、火災等によって居住している住居が被災した時

10,000円～50,000円

- ・死亡慶弔金・・・職員または家族が死亡した時

・本人（業務上） 50,000円

（業務外） 30,000円

・家族 配偶者 10,000円

父母（同居以外の姻族を除く）・子 5,000円



### ★職員互助会

常勤は全職員加入、非常勤は希望者のみ。

会費掛金 月額1000円＋施設負担1000円＝2000円

各種慶弔金・勤続祝（5年勤続→3万円、10年勤続→5万円…）

年3回レストランやホテルなどでの食事会などがあります。

結婚祝金3万円、出産祝金1万円も出ます。



ささゆり会は産休・育休取得率100%！  
仕事と子育ての両立ができるように  
サポート体制が整っています！

